ボランティア団体の
新しい事業を応援する補助金

令和7年度

ボランティア活動育成事業
補助金のご案内

この補助金は、社協会費を財源にしています

＊対象団体

主に箕輪町で**新しいボランティア活動を立ち上げる(立上げようとしている)団体かつ**
箕輪町ボランティアセンターにボランティア登録している(登録する)団体

＊対象経費

対象経費は、**新しい事業の立ち上げに必要な経費**とする。

≪対象となる事業≫
(1)生活困窮世帯への支援を目的とした事業
(2)障がいのある方への支援を目的とした事業
(3)高齢者への支援を目的とした事業
(4)こどもに対する支援を目的とした事業
(5)災害からの復興支援を目的とした事業
(6)外国人支援を目的とした事業
(7)新しい事業を始めるにあたり必要な学習会等
(8)その他社協会長が認める事業

≪対象となる経費≫
(1)種謝金
(2)消耗品費
(3)印刷製本費
(4)通信運搬費
(5)使用料及び賃借料
(6)備品購入費
(7)その他社協会長が認める事業

＊補助金額

最大3万円を上限

応募〆切
8月8日(金)

①申　請　～8/8(金)〆切
②審査会　8月中旬
③交　付　9月10日(水)　予定
④実績報告　3月13日(金)〆切

1　次に該当するものは対象外となります。
・営利を主目的とする事業
・政治活動や宗教活動を主目的とする事業
・企業や職能団体等の団体内での活動である事業
・団体の日常的な経費　(ガソリン代、飲食代など)
・団体の会員に対する人件費及び謝礼。
2　年度末に活動報告書を提出していただきます。
(活動写真、領収書コピーの添付が必要)
3　これらを守らなかった場合、応援金の一部
または全額を返金していただく場合があります。

【問い合わせ先】
【事　務　局】
箕輪町社会福祉協議会　地域ふれあいグループ
TEL：７０－７０７５　FAX：７９－６７７０
担当：緑川、山野

書類等は
←こちらから